



平成27年4月15日

各 位

会 社 名 株式会社ベスト電器  
代表者名 代表取締役社長 小野浩司  
(コード番号8175 東証第1部、福証)  
問 合 せ 先 総務部長 彌田謙一  
(TEL. 092 - 643 - 6828)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月15日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成27年5月28日開催予定の第62期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、第2条（目的）につきまして、事業目的を一部追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第28条（社外取締役との責任限定契約）および第37条（社外監査役との責任限定契約）の一部を変更するものであります。なお、第28条と第37条の修正につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年5月28日（予定）
定款変更の効力発生日	平成27年5月28日（予定）

以上

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(25) 前各号に付帯関連する一切の業務</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>(25) 自然エネルギー等を利用した発電および電気の供給、販売、管理、運営</u></p> <p><u>(26) 前各号に付帯関連する一切の業務</u></p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (<u>社外</u>取締役との責任限定契約)</p> <p>第 28 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役との責任限定契約)</p> <p>第 28 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く）</u>との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (<u>社外</u>監査役との責任限定契約)</p> <p>第 37 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (監査役との責任限定契約)</p> <p>第 37 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に</u>、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>